

大学生生活

悪質商法に注意しましょう



上のような友達を勧誘して販売していく例は、**マルチ商法**と呼ばれていますが、勧誘する人は「これはマルチじゃない」ということも多いので、「誰でも儲かる」というような勧誘には気をつけましょう。

こんな**悪質商法**にひっかかって、お金も友達もなくし、借金だけが残った人が大勢います。友達を誘ったら、あなたも加害者になるかもしれません。

もしマルチ商法(連鎖販売)で契約してしまっても、法律で決められた書類を受け取った日または商品の受け渡しを受けた日から20日間は、**クーリング・オフ**といって契約を解除することができます。なお、20日を過ぎても中途解約することができ、一定の条件においては返品も可能です。

全国大学生生活協同組合連合会

協賛：消費者庁

こんなトラブルも・・・



無料体験と言いながら、「契約してもらうことになっている」などと、契約しなければならぬと思わせるよううそに注意！

「語学教室、パソコン教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、エステ」の契約は、違約金などが決められていても、法律で定められた書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフによって全額返金を受けられます。

また8日を過ぎても中途解約することができ、語学教室の契約と一緒にテキストやCDの契約をさせられたような場合には、これらの契約も解除し、一定の条件においては返品することができます。

キャッチセールス ～安易についていかないで！

キャッチセールス

軽々しくついていかないで!

「アンケートに答えて」などと誘い出し、商品などを買わせるのが目的です。

その場の雰囲気や契約せずに、慎重に頭を冷やして考えよう!

※30万円の契約でも、クレジットにすると金利手数料がかかり、最終的には契約額より多く支払うこととなります。

使ったけど、全然よくならないじゃーない!!

ボロボロ!!

もうやめたいー!

困ったときは **消費者相談窓口へ**

すみませ〜ん! 美容に関するアンケートをお願いしているんですが、ちょっとよろしいですか?

あなた二キビもシワもあるわねえ〜きれいなのにもったいないわ

すみませ〜ん! 美容に関するアンケートをお願いしているんですが、ちょっとよろしいですか?

暇つぶしに答えてみようかな

あなただけ特別に30万円にしてあげる月々1万円のクレジットなら支払えるでしょ?

そういうあなたにはこのケアセットがピッタリ! いつもは50万円なんだけど

もうやめたいー!

クレジットにも注意!

学生なのに「収入がある」と書類にうそを書かせて、クレジット契約を結ばせる悪質業者もあります。売り手はよく「大丈夫、払えますよ」と言いますが、実際に払うのはあなたです。

クレジットの支払いが滞ると、その記録はあなたの将来まで残ります。

販売契約(商品)のクーリング・オフだけでなく、上のマンガに出てくるような個別クレジット契約もクーリング・オフできるようになりました。

クーリング・オフは、契約を解除できる制度です。

可能な期間は、訪問販売や電話勧誘販売なら書面を受け取ってから8日間、マルチ商法(連鎖販売)は20日間です。書面をもらっていない場合や、事業者がうそを言ったり脅したりしてクーリング・オフを妨害した場合は、クーリング・オフ期間が延びます。

※ 消耗品を使用した場合など、クーリング・オフができないものもあります。

以下のようなハガキを出しましょう。ハガキを出した時点でクーリング・オフが成立します。

ハガキは両面コピーをとり、郵便窓口から内容証明や配達証明を利用することをお勧めします。

<販売契約のクーリング・オフ>

販売業者宛に出します

| |
|----------------|
| 契約解除 通知書 |
| 契約年月日 平成〇年〇月〇日 |
| 商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 契約金額 〇〇〇〇円 |
| 販売会社名 〇〇株式会社 |
| 〇〇営業所 |
| 担当者 〇〇 |
| 右記の契約を解除します。 |
| 平成〇年〇月〇日 |
| 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 |
| 氏名 〇〇〇〇 |

<個別クレジット契約のクーリング・オフ>

クレジット会社宛に出します。

※販売業者にはクレジット会社から連絡されます。

| |
|---------------------------|
| 申込日 平成〇年〇月〇日 |
| 販売店住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 |
| 販売店名 〇〇〇〇〇〇 |
| 電話番号 〇〇〇〇〇〇 |
| 商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 右記の日付の申込は撤回し、または契約を解除します。 |

詳しくは、NO!トラブルのための情報サイト

「特定商取引法ガイド」<https://www.no-trouble.caa.go.jp/>で。

困ったときは、**消費者ホットライン**にお電話を！

0570-064-370

(ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！)

消費者ホットラインは、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活窓口をご案内します。年末年始を除き、原則毎日ご利用いただけます。センターや相談窓口では相談者に情報提供やアドバイスを行っています。